

(参考書式)

マンション用

確認日： 令和  年  月  日

## 購入予定マンションに関する確認書

【フラット35】リノベ

(金融機関名)

御中

申込人（自署）（氏名）

連帯債務者又は連帯保証人（自署）（氏名）

私（連帯債務者及び連帯保証人を含みます。）は、貴機関あてに【フラット35】リノベの申込みを行うに当たり、購入予定マンションについて、リフォーム工事前の「事前確認」を省略できる物件であることを次表のとおり確認しました。

なお、下記注意事項の①から③までの事項について了解しています。

当該申出に虚偽があった場合は、融資承認を取り消されても異議ありません。

項目	確認内容	内容確認欄 (いずれかにチェック)		金融機関 使用欄
		適合	不適合	
劣化状況	基礎・外壁・柱・梁・バルコニー等に鉄筋の露出がないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理規約等	管理規約が定められていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	長期修繕計画の計画期間が20年以上であること。 (現在、有効なものに限る。) <sup>(注3)</sup>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(注1) 本確認書は、次の①から③までの全てに該当する場合に金融機関へ提出いただきます。

- ① 購入予定マンションが「中古マンションらくらくフラット35」として独立行政法人住宅金融支援機構に登録されたものでないこと。
- ② 建築確認日が昭和56年6月1日以後であること又は新築年月日(表示登記における新築時期)が昭和58年4月1日以後であること。
- ③ 購入予定マンションにおいて、リフォーム前の事前確認を省略する予定であること。

(注2) 本確認書は、つなぎ融資実行前までに金融機関に提出する必要があります。つなぎ融資を利用されない場合も借入申込後速やかに金融機関へご提出ください。

(注3) 適合証明検査の現地調査日において、有効な長期修繕計画であることが必要です。

### ▼注意事項

- ① 【フラット35】の技術基準に適合しない部分がある場合は、当該部分について適合証明検査(リフォーム工事後)までに適合させる必要があり、工事費が追加で必要となる場合があります。
- ② 【フラット35】リノベの利用に際しては、リフォーム工事後の住宅が【フラット35】(中古住宅)の技術基準に適合している必要があり、工事費が追加で必要となる場合があります。
- ③ 建築基準法に不適合な場合等は融資の対象とならないことがあります。

2023年4月